

こ 福 第 7 9 9 号
平成 2 5 年 8 月 2 6 日

多賀城市子ども・子育て会議会長 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



子ども・子育て支援新制度について（諮問）

急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援施策の質と量の不足、子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てをめぐる様々な問題に対応するため、平成 2 4 年 8 月、子ども・子育て関連 3 法が成立しました。

これにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成 2 7 年度から本格的に開始されます。

このため、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる下記項目について貴会議の意見を求めます。

記

- 1 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の利用定員の設定について
- 2 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定について
- 3 多賀城市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 4 多賀城市次世代育成支援行動計画の策定等、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について
- 5 本市の子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について

諮問の趣旨

本市では、第五次多賀城市総合計画の目指す姿である、「安心して子どもを育てられる環境が整っています。」の実現を目指すとともに、「多賀城市次世代育成支援行動計画（すくっぴープラン）」に基づき、次代を担う子どもたちを安心して産み育て、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指して、様々な施策を推進しております。

そのような中、国においては、急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援施策の質と量の不足、子育ての孤立感と負担感の増加など様々な問題に対応するため、「社会保障・税一体改革大綱」の中で、子どもを産み、育てやすい社会を目指して、平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立しました。

これにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的に開始されます。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園という既存の施設を継続しつつも、これらの施設を通じた共通の給付である「施設型給付」により、幼児期の学校教育・保育に係る財政措置の一本化が図られるほか、小規模保育施設や家庭内保育などに対する「地域型保育給付」が創設されました。

また、認定こども園制度を改善し、幼保連携型認定こども園を単一の学校及び児童福祉施設として法的に位置づけるほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が図られることとなります。

市町村は、子ども・子育て支援給付・事業の実施主体としての役割を担い、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、制度の本格開始までの事前準備として認可・確認事務等を着実に進めていくこととなります。

こうしたことから、本市の地域性を踏まえ、子ども・子育て支援新制度が総合的かつ計画的に推進できるよう、児童福祉や教育をはじめとする広範な分野からの御審議をいただきたく、貴会議に諮問するものです。

また、その上位計画と位置付ける「多賀城市次世代育成支援行動計画（すくっぴープラン）」の策定につきましても併せて諮問します。